

公示 第 1 号
12.10.10

契約業者 各位

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
野 村 光 和

制度調査の受入れ等について

標記について、下記のとおり契約を締結しようとする者が知り、かつ、守らなければならない事項を定めたので通知する。

1 制度調査の受入れ

- (1) 契約の相手方(下請負業者を含む。以下第1項において同じ。)は、分任支出負担行為担当官 補給本部 管理部長(以下管理部長という。)が行う制度調査(原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約の相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類(以下「原価元帳等」という。)への集計システムの適正性、貸借対象表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認する調査をいう。以下同じ。)について、あらかじめ、管理部長から通知を受けた場合には、これに協力するものとする。
- (2) 管理部長は、当該制度調査に際しては、あらかじめ、日時、場所等調査を行う上での必要事項を相手方に通知するものとする。
- (3) 契約の相手方が、正当な理由なく制度調査を拒んだときは、その後の指名競争又は、随意契約の相手方としないことがある。

2 資料の提出又は提示について

契約の相手方は、海上自衛隊補給本部に資料を提出又は提示する場合には、虚偽の資料を提出又は提示してはならない。